平成 28 年３月 17 日

各　位

会 社 名　株式会社　フ ー ド ・ プ ラ ネ ッ ト
代表者名　代表取締役社長　アンドリュー・ネイサン
（コード：7853　東証第二部）
問合せ先　執行役員　丹藤　昌彦
（TEL．03-4577-8701）

特設注意市場銘柄指定を受けたことによる再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、昨日付で「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」開示のとおり、株式会社東京証券取引所より「特設注意市場銘柄」に指定されること及び上場契約違約金の徴求を受けることとなりましたので、今後の見通し等について下記のとおりお知らせいたします。

記

１．今後の見通し等

当社は、今後、特設注意市場銘柄指定に係る内部管理体制等に対する改善措置を策定し、報告する予定であります。また、当社は平成 27 年３月 19 日付「東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、改善報告書の改善措置の実施状況に係る報告について半年後に開示する予定でありましたが、このたびの特設注意市場銘柄指定を受けたことを踏まえ現経営陣の体制で新たに改善策を策定しなおし、あわせて報告することといたします。

２．特設注意市場銘柄指定に至るまでの経緯

当社は、平成 26 年７月 14 日付「資金の借り入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」及び同日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティスワップ）及び第７回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」において、平成 25 年９月末日において債務超過に転落したことから上場廃止の猶予期間中にあり、平成 26 年９月末日においてこれを解消する必要がある中で、その解消が見込まれる第三者割当増資及びその前提となる借り入れの実施等を開示するにあたり、事実と異なる開示を行うとともに、開示直後に一部についてはその事実を把握していたにもかかわらず、速やかに訂正開示を行っておらず、上記以前においても、不適切な開示を繰り返し、東京証券取引所より再三注意を促されたものの、再発防止策を十分に実施することが出来ていませんでした。

その結果、当社は、東京証券取引所より有価証券上場規程第 502 条第１項第１号の規定に基づき改善報告書の徴求措置を受けることとなったため、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を平成 26 年９月５日に提出し、平成 27 年３月 19 日付で改善状況報告書を提出いたしましたが、半年後を目途にあらためて改善措置の実施状況について開示する予定でありました。

その後、平成 27 年９月７日付「(開示事項の変更）資本業務提携、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」で開示のとおり、平成 27 年 11 月９日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資及び役員の選任議案等の承認を得、払込みの完了を確認したのち、改めて改善措置の実施状況及び運用状況を開示することとしておりました。

しかしながら、平成 27 年 11 月９日付「臨時株主総会の議決権行使結果並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行の中止、これに係る有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」で開示のとおり、役員の選任議案及び商号変更議案は可決されたものの、第三者割当による新株式及び新株予約権の

発行決議が否決されました。

その後、平成27年12月３日付「当社及び当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」及び平成28年１月20日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で開示のとおり、当社連結子会社における平成26年９月期の売上計上の一部が適正でない旨の調査結果を受け、平成26年９月期及び平成27年９月期第１四半期、第２四半期、第３四半期決算の訂正を要する状況となり、平成28年２月４日付で過年度決算の訂正を行い、平成28年３月17日付で特設注意市場銘柄指定に至ったものであります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、内部管理体制を早急に整え、指定解除を受けられるよう全社一丸となって、最大限の努力を尽くすとともに、信頼回復に誠心誠意努めてまいりますので、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上